

An aerial photograph showing a wide river flowing through a densely populated town. A dam is visible in the middle of the river, with a bridge crossing it. The surrounding area is a mix of residential buildings, roads, and some green spaces. The river's surface is bright, reflecting the sky.

第3回

勢田川等水面利用対策協議会

平成22年7月27日

協議会において協議・検討していく 基本事項(10項目)

①対象区域

対象区域は、「勢田川、五十鈴川、大湊川及び宇治山田港の河川区域と港湾区域との重複区域及び当該区域に面する施設」とします。

○資料P6参照

②広報関係

ホームページ、看板、広報誌などを使って、随時、啓発活動を行っていくことについて協議・検討します。

- 事務局において随時行っていく。
- 前回協議会以降実施:資料P10~P12参照

協議会において協議・検討していく 基本事項(10項目)

③係留船舶実態調査

放置船舶の対策に必要な係留船舶調査を実施することについて協議・検討します。

- H21. 12月～H22. 1月に調査を実施。951隻のうち船溜まり以外に係留されている放置船舶は600隻(所有者判明493隻、不明107隻)だった。
- 前回協議会以降実施:所有者判明の493隻について、船種、船検切れ、船籍港等の調査を実施。

④強制的な撤去措置

所有者が確認できない船舶や、所有者が確認できても係留施設へ移動しない船舶に対して、簡易代執行や行政代執行を行っていくことについて協議・検討します。

- 所有者不明船から強制撤去を行っていく。
- H22. 1. 29に船舶2隻、栈橋5基について強制撤去を実施した。
- 前回協議会以降実施:資料P9参照

協議会において協議・検討していく 基本事項(10項目)

⑤民間マリーナ調査

近隣にある民間マリーナの状況について把握し、係留施設の協議・検討に反映させます。

- 近隣にあるマリーナと、空き数を調査した。
- H22. 7. 12及び22に民間事業者への聞き取り調査を実施。

⑥暫定係留施設

恒久的な施設を整備するまでの暫定的な係留場所、施設について協議・検討します。

⑦恒久的係留保管施設

マリーナ等の恒久的な係留施設の整備・設置について協議・検討します。

- 新たな受け皿となる係留施設について引き続き検討。

協議会において協議・検討していく 基本事項(10項目)

⑧重点的撤去区域の設定(河川)

河川法に基づく強制的な撤去措置の対象区域を設定することについて協議・検討します。

- 河川関係通達に基づく設定。
- 基本的には受け皿となる係留施設の状況などを見て設定。
ただし、船舶撤去後の空きスペースに棧橋が設置されたことから、再係留防止対策としてH22. 4. 1、先行して部分的に重点的撤去区域を設定。(資料P7~8参照)

⑨放置等禁止区域の指定(港湾)

港湾法に基づき、放置等を禁止する物件と区域を指定することについて協議・検討します。

- 港湾法に基づく指定。
- 受け皿となる係留施設の状況などを見て指定

協議会において協議・検討していく 基本事項(10項目)

⑩ 条例制定の要否・可否について
条例の要否・可否について協議・検討します。

○ ⑧⑨の設定・指定区域を見ながら要否を検討。

対象区域

対象区域は、

勢田川、五十鈴川、大湊川
及び宇治山田港

の河川区域と港湾区域との
重複区域及び当該区域に
面する施設とする。

施設前面の水面は、
施設管理者が
基本的に管理を行います。



(1) 報告事項

1) 重点的撤去区域の設定

平成22年4月1日、再係留防止対策として、強制的な撤去措置を行った箇所に重点的撤去区域を設定しました。



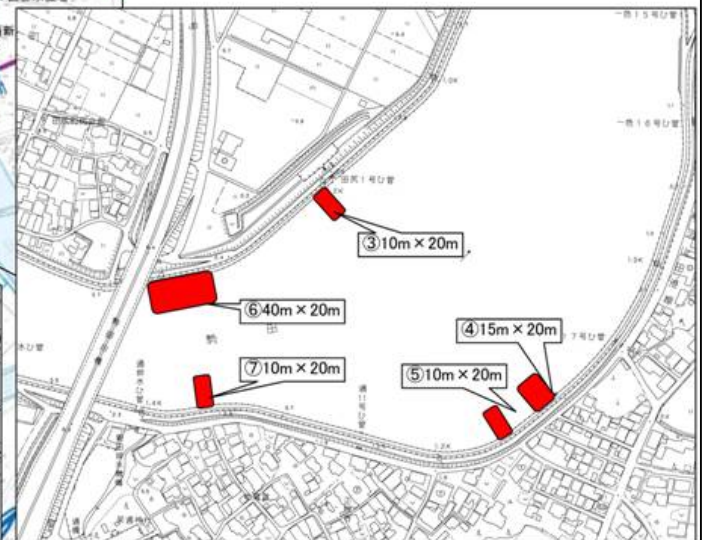
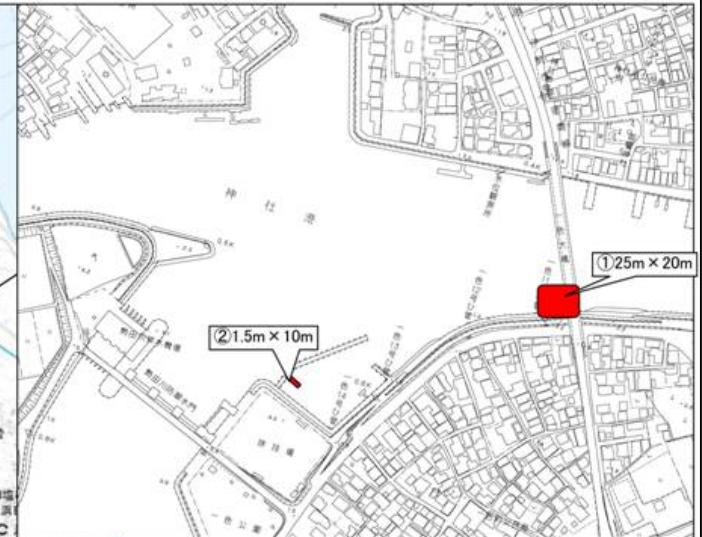
1) 重点的撤去区域の設定

重点的撤去区域図

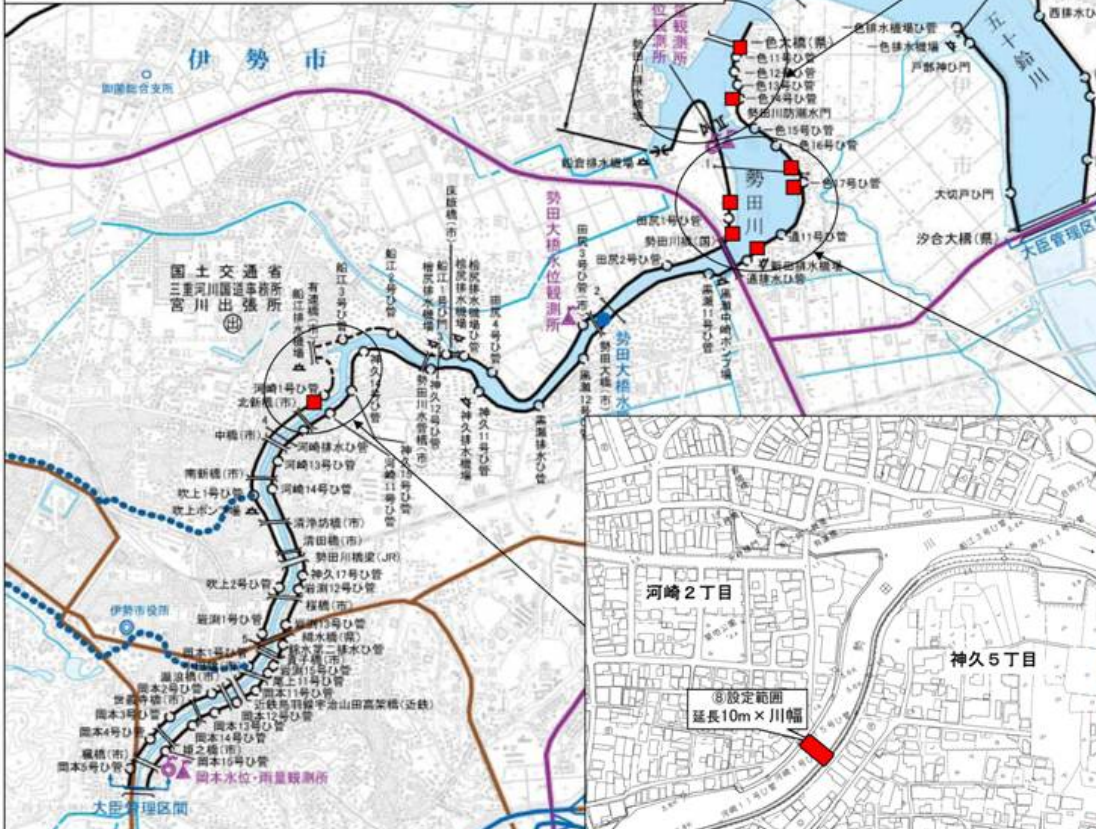
一級河川 宮川水系 勢田川

- ①右岸 0.4kp 付近 伊勢市一色町地先 (設定範囲: 延長25m×護岸からの奥行き20m)
- ②右岸 0.6kp 付近 伊勢市一色町地先 (設定範囲: 延長1.5m×護岸からの奥行き10m)
- ③左岸 1.2kp 付近 伊勢市田尻町地先 (設定範囲: 延長10m×護岸からの奥行き20m)
- ④右岸 1.2kp 付近 伊勢市通町地先 (設定範囲: 延長15m×護岸からの奥行き20m)
- ⑤右岸 1.2kp 付近 伊勢市通町地先 (設定範囲: 延長10m×護岸からの奥行き20m)
- ⑥左岸 1.4kp 付近 伊勢市田尻町地先 (設定範囲: 延長40m×護岸からの奥行き20m)
- ⑦右岸 1.4kp 付近 伊勢市通町地先 (設定範囲: 延長10m×護岸からの奥行き20m)
- ⑧左岸 3.6kp 付近 伊勢市河崎2丁目地先 (設定範囲: 延長10m×川幅)

※なお、重点的撤去区域には、水面のほか、係留施設が設置可能な前面の河川管理施設を含む。



凡例
設定範囲 延長×護岸からの奥行き



2) 強制的な撤去措置



水質事故現場

原因船引揚場所

①老朽化した放置船舶の船尾沈没により、水質事故が発生 (H22.5.27)



②オイルフェンスによる事故対策



③強制的な撤去措置 (H22.5.28)



3) 広報関係

第2回勢田川等水面利用対策協議会 開催

三重河川国道事務所ホームページ

勢田川等水面利用対策協議会(第2回)

- 開催日:平成22年3月19日(金)
- 議事 [協議会資料\(PDF\)](#)
 - 協議会において協議・検討していく基本事項の確認
 - 報告事項
 - 広報関係
 - 係留船舶実態調査
 - 強制的な撤去措置
 - 民間マリーナ調査
 - 協議・検討事項
 - 暫定係留施設
 - 重点的撤去区域(河川)
- 今回の協議会において決定した事項
 - 河川管理者(国)による重点的撤去区域の設定
簡易代執行等により船舶や係留施設が撤去された場所については、再係留防止対策として重点的撤去区域を先行して設定します。
回避目的で他に係留し直された場合も同様に設定します。



船だまり以外の係留船舶 所有者不明107隻 伊勢

勢田川対策協が調査報告

【伊勢】勢田川水面等利用対策協議会(会長・徳元)市の勢田川河口付近などに体のうち六百隻が船だまり真三重河川国道事務所 係留された船舶の実態調査以外にある。長は十九日、伊勢市役所の結果を報告。強制撤去や暫定係留施設外にある所有者不明の百七の放留船対策り出なかつた場合は簡易代を協議した。執行などで撤去していく方



【伊勢】勢田川水面等利用対策協議会(会長・徳元)市の勢田川河口付近などに体のうち六百隻が船だまり真三重河川国道事務所 係留された船舶の実態調査以外にある。長は十九日、伊勢市役所の結果を報告。強制撤去や暫定係留施設外にある所有者不明の百七の放留船対策り出なかつた場合は簡易代を協議した。執行などで撤去していく方

H22.3.20
伊勢新聞

針、船だまり以外で持主が分る四百九十三隻は、民間マリーナへの移転や暫定係留施設設置での統制案を話し合った。この日の会議で、治水上を同一区域に指定することを、同感。今後、強制撤去を行なう要否や、海防法で放留禁止区域と物件を指定する対策も検討の予定。

伊勢市3川河口に600隻 放置船対策協議会調査
伊勢市の勢田、五十鈴、大湊の三川の河口に放置されている船は、釣り船など六百隻に上ることが分かった。同河口にある宇治山田港の放置船対策に取り組み「勢田川等水面利用対策協議会」が、本年一月下旬の二回にわたって実施。宇治山田港を含む勢田川、五十鈴川、大湊川の河口近くに係留された船は九百五十一隻と報告した。所有者が判明して、残り約四百九十三隻に對しては、受け皿となる係留施設の整備を課題として挙げた。また既に船体などの強制撤去を済ませた八カ所について、再係留防止対策として、重点的撤去区域に指定する方針に同意した。協議会は、国と県、市、地元住民が昨年十一月に設立した。(渡辺大地)

H22.3.20
中日新聞朝刊

伊勢ケーブルテレビでも放映

3) 広報関係

重点的撤去区域の設定

三重河川国道事務所ホームページ

現地への公示状況



3) 広報関係

重点的撤去区域の設定

伊勢市ホームページ

伊勢市 Ise City サイト内検索 検索

トップページ > 暮らしのガイド > 道路・河川・公園・住宅・風景 > 河川 > 勢田川に重点的撤去区域が設定されました

勢田川に重点的撤去区域が設定されました

国土交通省三重河川国道事務所では、勢田川の放置船舶の再係留防止対策として、船舶や桟橋などが撤去された場所を平成22年4月1日に重点的撤去区域に定めました。
今後、重点的撤去区域に船舶や桟橋などが不法に係留、設置されている場合は、強制的な撤去措置が実施されることになります。
詳しくは、国土交通省三重河川国道事務所のホームページをご覧ください。

問い合わせ先 〒514-8502 津市広明町297
国土交通省三重河川国道事務所
河川占用調整課 tel:059-229-2218
<http://www.cbr.mlit.go.jp/mie/>

ダウンロード
重点的撤去区域図(578KB)(PDF文書)

2010 6月号 No.56

広報 いせ

東大淀小児童が田植え体験(5月13日撮影)

目次	
6月は草刈り月間	2
ずこやがな好楽と出屋のために	4
旧賣日館が国の重要文化財に香申されました	9
健康づくり通信	12
情報コーナー	16

市のホームページ (<http://www.city.ise.mie.jp>)

伊勢市の広報誌「広報いせ」 平成22年6月号19ページ

勢田川に重点的撤去区域を設定
国土交通省三重河川国道事務所 (059・229・2218)

同事務所では、勢田川における放置船舶の再係留防止対策として平成22年4月1日に、船舶や桟橋などが撤去された場所を重点的撤去区域に定めました。
今後、重点的撤去区域に船舶や桟橋などが不法に係留・設置されている場合は、強制的に撤去が行われます。

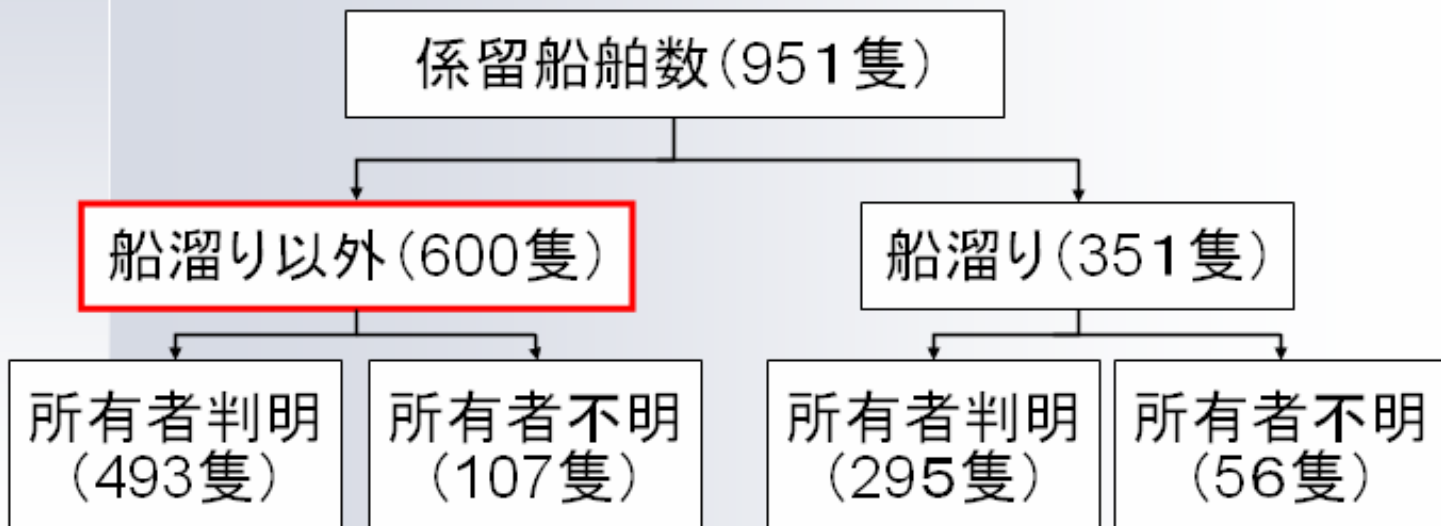
※詳しくは、同事務所のホームページ (<http://www.cbr.mlit.go.jp/mie/>)

(2) 協議・検討事項

第2回協議会資料抜粋

③ 係留船舶実態調査

係留船舶数のうち、船溜り以外に係留されている放置船舶が600隻あった。



(2) 協議・検討事項

第2回協議会資料抜粋

⑥ 暫定係留施設

問題点: 絶対的な受け皿係留施設の不足
(係留対象船舶493隻 民間マリーナ(空き)47隻)

係留場所の確保増

係留対象船舶の減

- ・強制的な撤去措置
- ・船舶実態調査の精査(船籍港や船舶所有者の住所による絞り込み)

●今後に向けての検討事項

- 暫定係留施設としての継続検討について
 - ・暫定係留施設としての検討を継続する
 - ・将来は恒久施設とする予定で暫定係留施設を検討する
 - ・恒久施設の検討に切り替える

整備期間

早い
↓
遅い

費用

安い
↓
高い

- 受け皿施設としての民間マリーナの対象エリアを広げる (47隻→約300隻)
- 現在の船溜まり等施設の一部活用について (所有者不明船56隻)
- 漁船とそれ以外の船舶の取扱いについて
- 新規民間事業者の誘致

1) 対策を実施していくための基本的な考え方について

対象船舶

船舶実態調査の精査

対象船舶の絞り込み — ①

船舶の種別毎による対策 — ②

係留施設

当面

現状施設の活用 — ③

民間事業者の活用 — ④

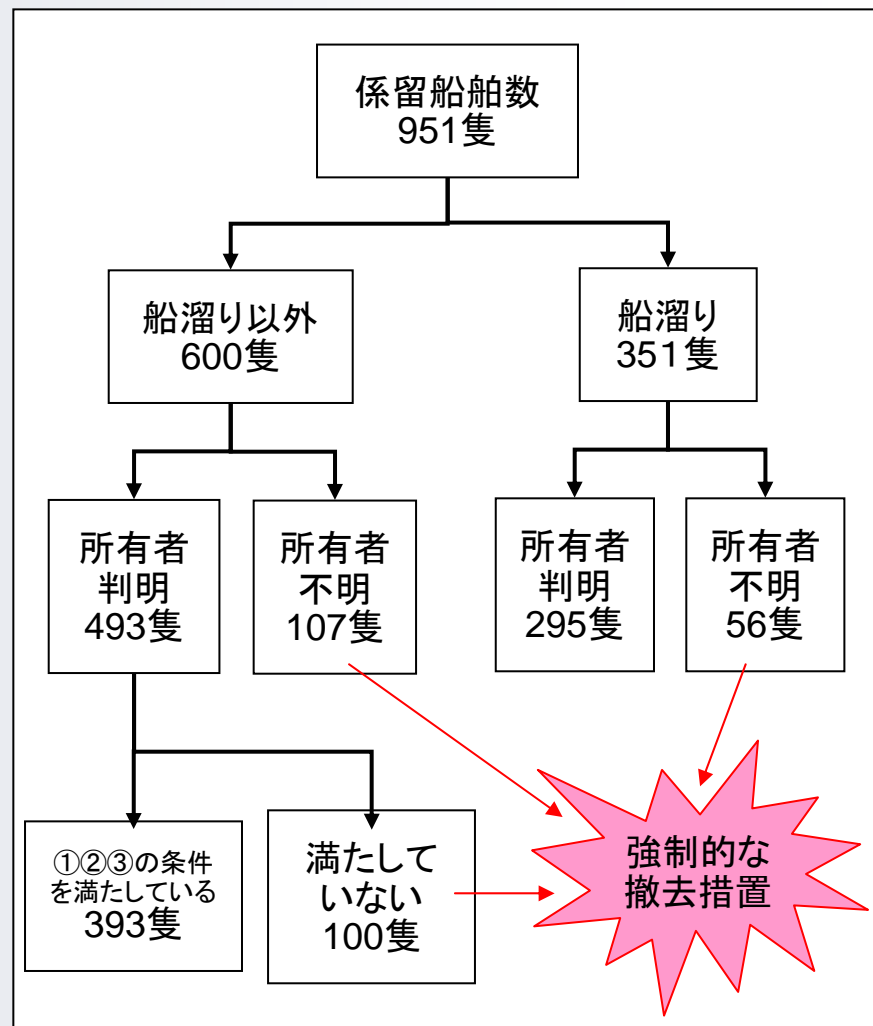
新たな係留施設については引き続き検討

①対象船舶の絞り込み

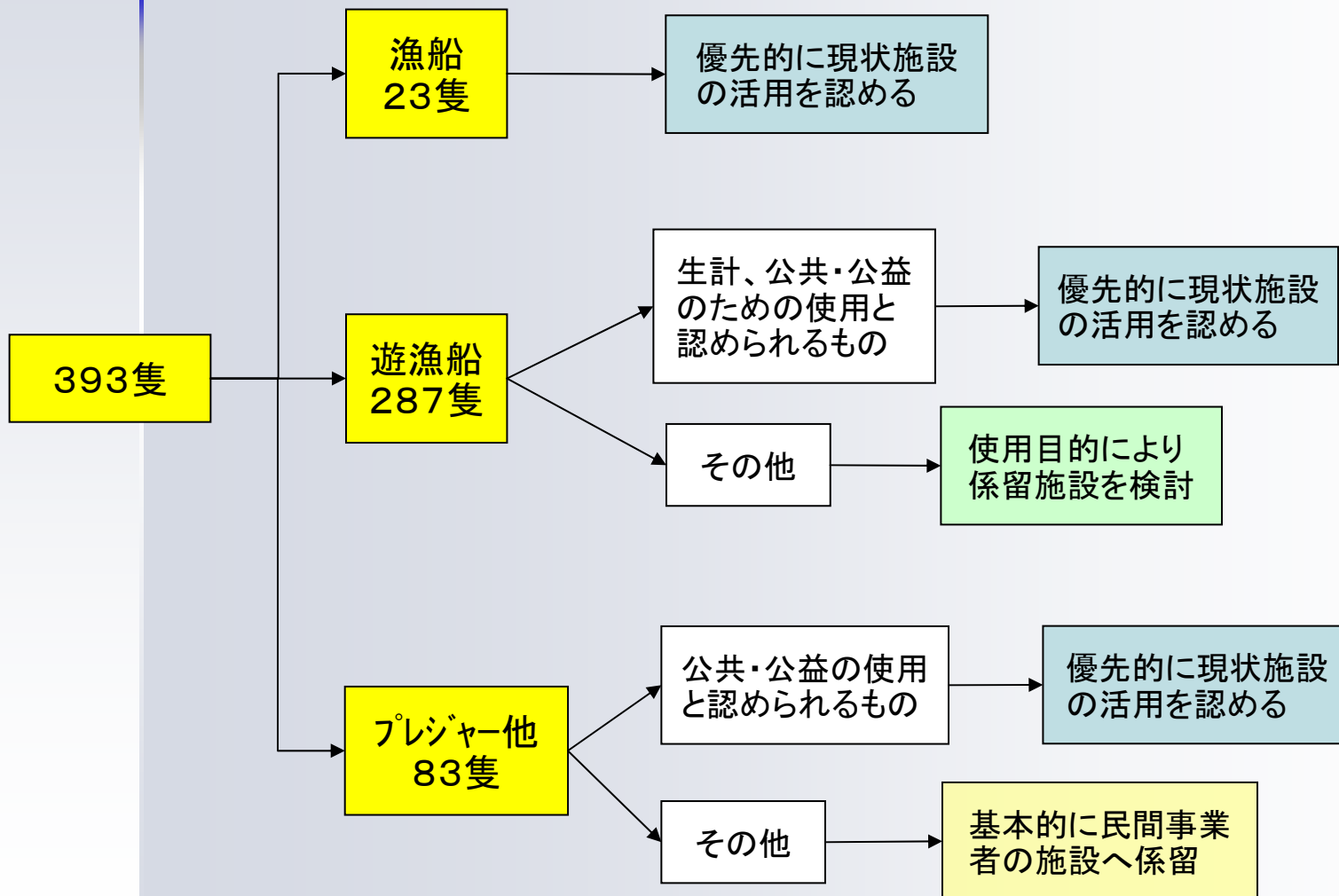
- ・自走可能
- ・老朽化
- ・船検切れ
- ・未使用
- ・登録番号の表示
- ・地元の船

受け皿施設への対象船舶とする3条件

- ① 漁船登録の検認を受けている、又は、船舶検査書の有効期間内である。
- ② 漁船法、小型船舶の登録等に関する法律などに違反していない。
(船舶への登録番号の表示など)
- ③ 所属漁協、又は、船籍港が伊勢市内となっている。



②船舶の種別毎による対策



船舶所有者へのアンケート又は聞き取り調査が必要となる。

※プレジャー他にはモーターボート、機付ヨットなども含まれる。

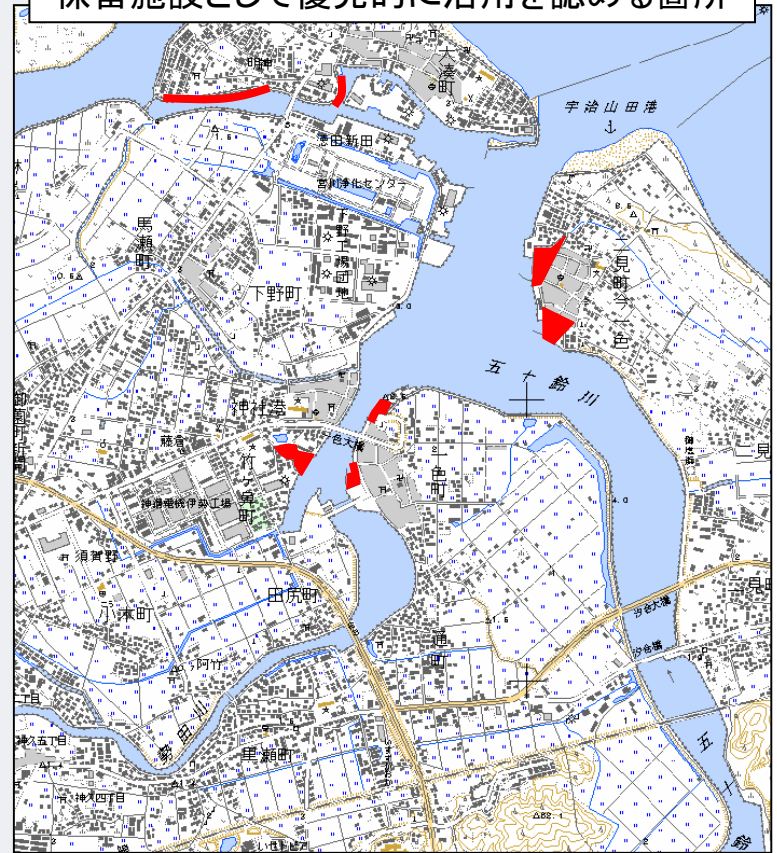
③現状施設の活用

漁船については、優先的に現状施設の活用を認める。

今一色漁港区



係留施設として優先的に活用を認める箇所



③現状施設の活用

一色町地先船だまり



- ～課題～
- ・ 占有(管理)主体の決定
 - ・ 現在係留されている船舶の見直し

係留船舶数		
	所有者判明	所有者不明
漁船	4隻	—
遊漁船	31隻	9隻
プレジャー他	13隻	1隻

③現状施設の活用

一色町物揚場施設



～課題～

- ・しゅんせつが必要
- ・占用(管理)主体の決定
- ・現在係留されている船舶の見直し

係留船舶数

	所有者判明	所有者不明
漁船	7隻	—
遊漁船	5隻	9隻
プレジャー他	1隻	3隻

③現状施設の活用

防潮水門下流(左岸)神社港



係留船舶数

	所有者判明	所有者不明
漁船	1隻	—
遊漁船	57隻	2隻
プレジャー他	8隻	1隻

～課題～

- ・占用(管理)主体の決定
- ・現在係留されている船舶の見直し

④民間事業者の活用

ゴーリキマリンヴィレッジ(伊勢市大湊町)



マリーナ伊勢(伊勢市大湊町)



空 数	
ゴーリキマリンヴィレッジ	38隻
マリーナ伊勢	現在空数なし

港湾法の許可を受けている

④民間事業者の活用

新規事業者

防潮水門下流左岸(伊勢市田尻町地先)

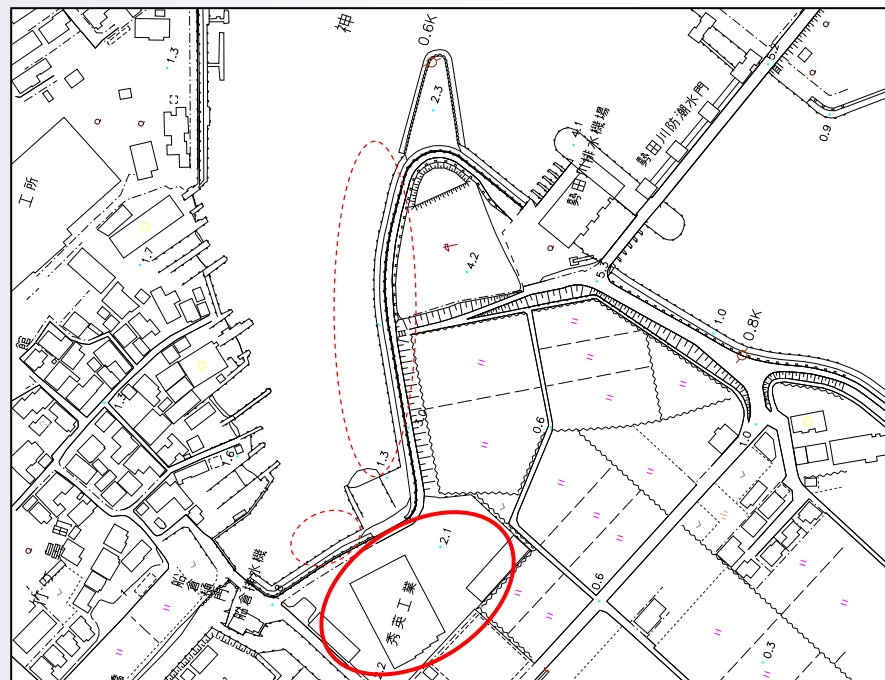


陸上保管空き数

40隻

～課題～

- ・現在水域に係留している船舶の取扱い
- ・河川、港湾管理上やむを得ない範囲で許可



1) 対策を実施していくための基本的な考え方について ～まとめ～

対象船舶の絞り込み

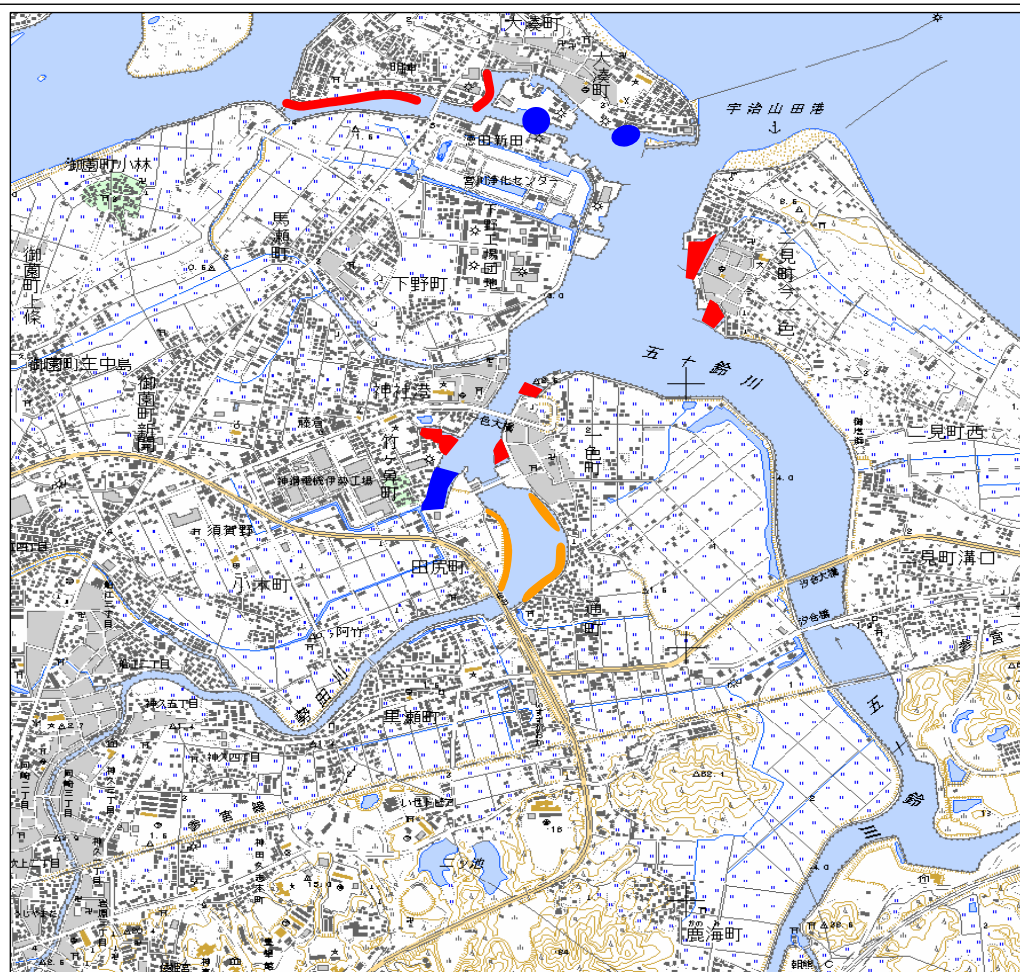
船舶の種別毎による対策

絞り込んだ対象船舶
を種別毎に割り振り

現状施設
の活用

民間事業者
の活用

不足分は新たな係留施設



- 現状施設の活用を認める箇所
- 民間事業者の活用をする箇所
- 新たな係留施設として検討を行う箇所

2) 強制的な撤去措置

当面実施を予定しているもの

所有者不明の沈廃船



2) 強制的な撤去措置

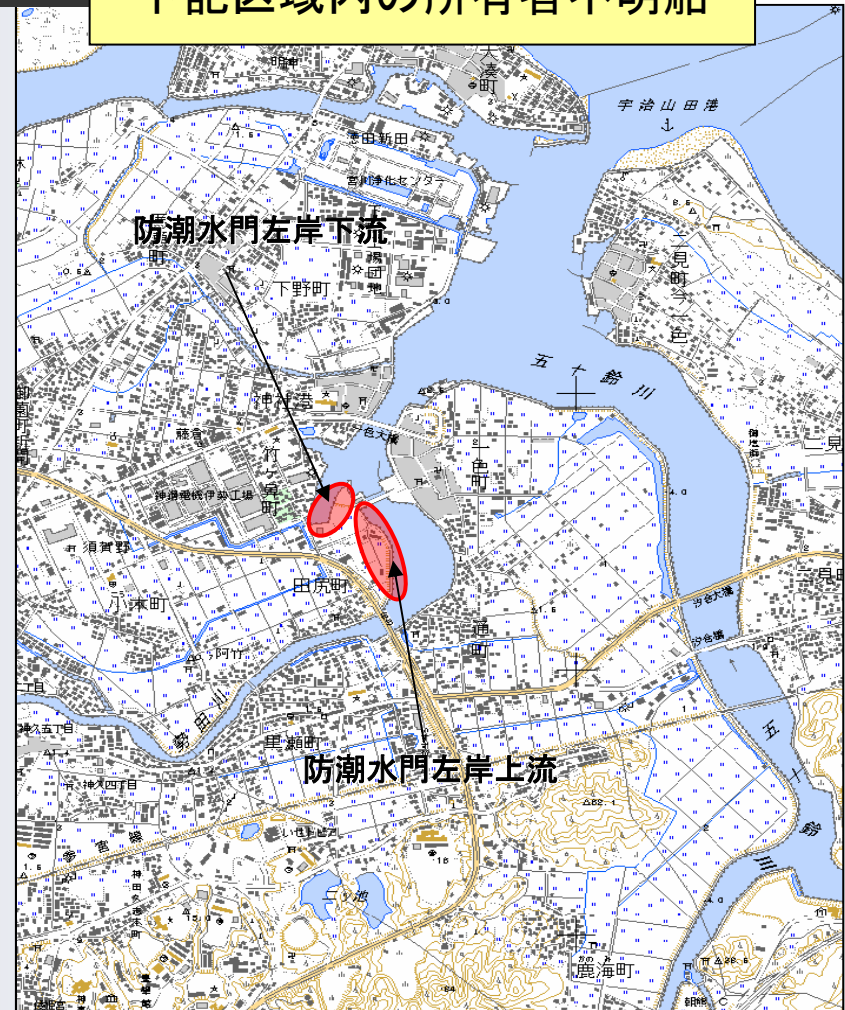
当面実施を予定しているもの

重点的撤去
区域に許可
なく係留され
た船舶

事故・流出
のおそれ
がある沈廃船
など

下記区域内の所有者不明船

撤去していく



3) 今後の予定

H21.11

勢田川等水面利用対策協議会の設立

協議会で検討していく事項の確認

H22.3

勢田川等水面利用対策協議会(第2回)

重点的撤去区域(河川)設定の考え方
暫定係留施設の候補地
簡易代執行について
係留船舶調査・所有者調査結果
広報関係

H22.7

勢田川等水面利用対策協議会(第3回)

広報関係
強制的な撤去措置について
重点的撤去区域(河川)について
係留施設について
(対策を実施していくための基本的な考え方について)

H23.2

勢田川等水面利用対策協議会(第4回)

広報関係
強制的な撤去措置について
係留施設について
船舶所有者アンケート・聞き取りについて